

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	税制優遇等による企業誘致をめぐる現状—北海道地方の事例を中心に—（現地調査報告）
他言語論題 Title in other language	Tax Benefits for Investment Promotion in Hokkaido Japan
著者 / 所属 Author(s)	三浦 啓 (MIURA Kei) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	906
刊行日 Issue Date	2026-6-20
ページ Pages	73-86
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	北海道地方の 5 つの地方自治体に対し、企業誘致のための税制優遇等の現状と課題について聞き取り調査を実施した。国による企業の地方移転促進策の現状とあわせ、聞き取り調査の結果を紹介する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 税制優遇等による企業誘致をめぐる現状

## —北海道地方の事例を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
財政金融課 三浦 啓

### 目 次

はじめに

#### I 企業誘致のための税制優遇の概要

- 1 国における税制優遇の概要
- 2 地方自治体における企業誘致のための税制優遇等の概要

#### II 税制優遇による企業誘致の評価と課題

- 1 国の施策をめぐる評価
- 2 地方自治体の施策をめぐる現状

おわりに

キーワード：国税、地方税、法人税、固定資産税、都市計画税、租税特別措置、企業誘致

### 要 旨

近年、北海道地方における半導体企業の大規模な工場建設や、ボールパーク施設を核とした街づくりによる地域の活性化といった事例が注目を集めている。そこで、北海道地方の5つの地方自治体に対し、企業誘致のための税制優遇等の現状と課題について聞き取り調査を実施した。

高齢化や過疎化への対応が喫緊の課題となっている自治体において、企業誘致による地域経済の活性化が重要な政策であることは論をまたない。国においても、企業の地方移転等を後押しする租税特別措置等を設けている。

企業の地方進出は、経済活性化や税収増といった直接的なメリットのみならず、ふるさと納税の寄附受入額増加といった副次的な効果をもたらしている。税制優遇等のみで企業の地方進出を促すことは難しい面もあるものの、その地域ならではの魅力や特性を、企業進出のメリットとしてアピールすることが重要である。

## はじめに

地方自治体（以下「自治体」）の企業誘致における主要な手法として、進出企業に対する固定資産税減免や補助金の支給といった優遇措置がある。企業の進出や工場の建設は、進出先の自治体において、地域経済の振興や税収の増加といった効果をもたらすことが期待されることから、多くの自治体が企業誘致を行っている。

2000年代は、数十億円規模の補助金により工場を誘致する自治体が現れるなど<sup>(1)</sup>、補助金等を活用した誘致競争が過熱する傾向にあるとも言われた。現在においても、企業誘致による地域経済の活性化は、高齢化や過疎化への対応が喫緊の課題となっている自治体において、更に重要性を増している状況にある。国においても、東京一極集中を是正し、企業の地方移転等を促進する政策や、地域経済の活性化を後押しする税制優遇等が打ち出されている<sup>(2)</sup>。

企業の地方移転を促進する取組において、近年注目を集めているのが北海道地方である。北海道地方は、Rapidus株式会社の工場が建設された<sup>(3)</sup>ほか、プロ野球の新球場等の施設である北海道ボールパークFビレッジ（以下「ボールパーク」）の誘致<sup>(4)</sup>を核としたまちづくり<sup>(5)</sup>が注目されている。また、災害リスクの低さによるBCP<sup>(6)</sup>拠点としてのメリット等に注目した移転事例等も関心を集めている<sup>(7)</sup>。本稿は、地方における企業誘致政策の現状やその効果について明らかにするため、北海道地方の複数の自治体を対象に筆者が行った現地調査を踏まえて取りまとめたものである<sup>(8)</sup>。

本稿では、I章において、国及び各自治体における企業の地方移転促進策や企業誘致策について、税制優遇措置を中心としてその内容を概観する。II章においては、優遇措置の効果や各

\*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和8（2026）年5月19日である。

- (1) 廣瀬信己「企業立地と地域経済の活性化—大阪府、福岡県の取組みを中心に—」『レファレンス』691号, 2008.8, pp.53-72. <<https://doi.org/10.11501/999652>>
- (2) 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課「地方拠点強化税制等について」『産業立地』576号, 2016.1, pp.9-13.
- (3) Rapidus株式会社をめぐる動向については、三浦夏乃「ラピダスをめぐる動向—最先端半導体の国産化に向けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1330, 2025.9.9. <<https://doi.org/10.11501/14470069>> を参照。
- (4) 「北広島市が行ってきたボールパーク誘致活動（ボールパーク特設サイト）」北広島市ウェブサイト <<https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/ballpark/detail/00130856.html>>
- (5) 例えば、北海道北広島市はボールパークが開業した令和5（2023）年において、公示地価の地価上昇率が全国1位（住宅地・商業地とも）であった。「変動率上位順位表（全国）」（令和5年地価公示 第3 令和5年地価公示にみる地価の状況 参考資料）国土交通省ウェブサイト <[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/content/001587507.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001587507.pdf)>; 「Fビレッジ効果」で自治体がブランド化、脱ベッドタウンに光明 北広島市長 上野正三氏に聞く」2026.1.23. 日経BPウェブサイト <<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/433746/011500089/>>
- (6) 内閣府のガイドラインによれば、事業継続計画（Business Continuity Plan: BCP）とは、災害等不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画をいう。内閣府防災担当「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—」2023.3, p.3. <<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/pdf/guideline202303.pdf>> 企業におけるBCPについては、奥山裕之「中小企業の事業継続計画（BCP）をめぐる経緯と論点」『レファレンス』883号, 2024.7, pp.31-60. <<https://doi.org/10.11501/13726686>> を参照。
- (7) 「本社移転先に魅力たっぷり北海道、低い災害リスクやオフィス賃料も手頃で「ゆったり働ける」」『読売新聞オンライン』2023.4.27. <<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20230427-OYT1T50067/>>; 山崎朗「地域創生の新しいデザイン（6）高度な職、地方で創出必要（やさしい経済学）」『日本経済新聞』2017.6.30; 「事業継続体制強化を目指し「札幌本社」を設立」『国土強靱化—民間の取組事例集—』2015.5, pp.66-68. 内閣官房ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/minkan\\_torikumi/pdf/2038.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/minkan_torikumi/pdf/2038.pdf)>
- (8) 令和7（2025）年10月21日から24日にかけて、北海道、北海道札幌市、北海道千歳市、北海道恵庭市、北広島市の各自治体を訪問し、担当者に聞き取り調査を行った。なお、本稿の文責は筆者にあり、訪問先での聴取事項は各機関の公式見解を表すものではない。

自治体の現状を、各種の資料や自治体からの聞き取り内容に基づいて整理する。最後に、現状や今後の課題について若干の考察を行う。

## I 企業誘致のための税制優遇の概要

### 1 国における税制優遇の概要

まず、国における企業の地方移転等を促進する政策や、地域経済の活性化を後押しする税制優遇等の動向について概観する。国による企業の地方移転促進策の代表的なものとして、(1) 地方拠点強化税制と (2) 地域未来投資促進税制がある。ここでは、法人税（国税）に係る優遇内容について説明する。

#### (1) 地方拠点強化税制の概要

地方拠点強化税制は、本社機能の一部又は全部を地方に移転・拡充する場合等に税制優遇を受けることができる租税特別措置である。本税制は、平成 27（2015）年に、地方における雇用を確保し、地方への新しい人の流れを作り出すことを目的として創設された<sup>(9)</sup>。

具体的には、建物等の取得に係る費用について優遇を行う「オフィス減税」が設けられている<sup>(10)</sup>。優遇措置の内容は、対象事業が「移転型事業（本社機能の一部又は全部を東京 23 区から地方に移転する場合）」か「拡充型事業（本社機能を地方で拡充する場合や東京 23 区以外の地方から別の地方に移転する場合）」かによって異なる。「移転型事業」に該当する場合には、「拡充型事業」より大きな優遇を受けることができ、東京 23 区からそれ以外の地方への移転を促すインセンティブ付けがなされている<sup>(11)</sup>。現行制度における措置の概要は以下のとおりである（表 1）。

表 1 地方拠点強化税制の概要

	移転型事業	拡充型事業
オフィス減税	建物等の取得価額に対して、特別償却 25% 又は税額控除 7% ※上乗せ要件を満たす場合には税額控除 8% ※中古資産の購入の場合、特別償却 15% 又は税額控除 4%	建物等の取得価額に対して、特別償却 15% 又は税額控除 4% ※上乗せ要件を満たす場合には特別償却 20% 又は税額控除 5% ※中古資産の購入の場合、特別償却 10% 又は税額控除 2%

(注) 諸要件を満たす建物等の価格が 4500 万円超（中小企業の場合 1000 万円以上）の場合に対象となる。対象となる取得価額は 80 億円が上限である。建物の取得価額や雇用者の増加数等の一定の要件を満たす場合、上乗せ措置の適用が受けられる。

(出典) 内閣府地方創生推進事務局「地方拠点強化税制」2026.4.9, pp.4-5. 地方創生ウェブサイト <<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/01pamphlet.pdf>> を基に筆者作成。

(9) 『税制改正の解説 平成 27 年度』 pp.413-414. 財務省ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<[https://warp.ndl.go.jp/web/20170302013628/http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p0392\\_0535.pdf](https://warp.ndl.go.jp/web/20170302013628/http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p0392_0535.pdf)>; 「2020 年変わるビジネス環境（15）地方の人口減政策課題（経営コンサルの現場から）」『日経産業新聞』2015.3.6.

(10) 令和 8（2026）年度税制改正において、本制度は適用期限が 2 年延長されるとともに、一定の要件を満たす場合には中古資産の取得時も適用を可能とする見直し等が行われた。従前は雇用者を増加させた場合に税額控除を行う「雇用促進税制」も設けられていたが、延長が措置されず、適用期限の到来をもって廃止とされた。後藤崇文・萩島明宣「2026 年度税制改正と今後の展望（3）」『税務経理』10317 号, 2026.3.3, p.9; 「令和 8 年度税制改正の大綱」（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）pp.68-69. 財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf)>

(11) 首都圏等の一部地域への移転は優遇の対象外である。「地方活力向上地域・準地方活力向上地域」地方創生ウェブサイト <<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/09taisyou.pdf>>

## (2) 地域未来投資促進税制の概要

地域未来投資促進税制は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」）等に基づく租税特別措置である。この租税特別措置は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼすことにより地域経済を牽引（けんいん）する事業（地域経済牽引事業）に係る設備投資を促進する観点から設けられた<sup>(12)</sup>。

地域未来投資促進法では、国は基本方針を策定し、都道府県及び市町村は共同で基本方針に基づき「基本計画」を策定して国に同意を求めることができる。事業者はこの基本計画に基づく「地域経済牽引事業計画」（以下「事業計画」）を策定して都道府県の承認を受けた場合に、税制優遇の適用等の支援を受けることができる<sup>(13)</sup>。

### (i) 地域の特性を生かした基本計画

基本計画の作成は自治体が任意で行う<sup>(14)</sup>。今回現地調査を行った自治体は、いずれも、基本計画を作成し総務大臣の同意を得ている。基本計画には、対象となる区域のほか、経済効果の目標、地域経済牽引事業として求められる事業内容等に関する事項が盛り込まれている。地域経済牽引事業は、各地域の特性を活用する内容であることが求められている<sup>(15)</sup>。地域の特性の活用に係る要件は、基本計画において各自治体が設定している。今回調査した各自治体における地域の特性の活用に係る要件を列挙すると、表2のとおりである。例えば、北海道北広島市の基本計画においてボールパーク等のインフラを活用することが要件として盛り込まれているように、各地域においてそれぞれの特性を生かした事業の推進が図られている。

### (ii) 具体的な税制優遇の内容

具体的な税制優遇の内容は、投資額に係る特別償却（20～50%）又は税額控除（2～6%）である（表3）<sup>(16)</sup>。優遇の程度は、上乘せ類型（設備投資額や付加価値創出額等の諸要件がある。）の適用を受けられるかによって異なる<sup>(17)</sup>。

(12) 『税制改正の解説 平成29年度』 pp.405-412. 財務省ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<[https://warp.ndl.go.jp/web/20170801095648/http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2017/explanation/pdf/p0379-0575.pdf](https://warp.ndl.go.jp/web/20170801095648/http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/explanation/pdf/p0379-0575.pdf)>

(13) 経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課「地域未来投資促進法に基づく支援措置」2026.4. <[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/miraitoushi/file/miraihou\\_shiensochi260401.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/miraihou_shiensochi260401.pdf)>; 高澤美有紀「人口減少下における地域産業政策の効果」国立国会図書館調査及び立法考査局編『人口減少と地域の課題—総合調査報告書—』（調査資料2024-3）国立国会図書館, 2025, p.84. <<https://doi.org/10.11501/14091594>>

(14) 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の自治体は共同して基本計画を作成することができる（地域未来投資促進法第4条第1項）。

(15) 経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課『地域未来投資促進法における基本計画のガイドライン』2025.4, pp.3-4. <[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/miraitoushi/file/kihonkeikaku-guideline-20250401.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/kihonkeikaku-guideline-20250401.pdf)>

(16) 「税制支援」経済産業省ウェブサイト <[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html)>

(17) 通常類型の適用においても、労働生産性の伸び率や売上高の伸び率が一定以上である等の諸条件がある。

表2 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

	地域経済牽引事業の承認要件（うち地域の特性を活用することについて）
札幌市	① 豊富な観光資源を活用した観光関連分野 ② 食関連産業の産業集積を活用した食関連分野 ③ IT産業等の集積を活用したIT分野 ④ ゲーム開発やCGアニメ制作等の産業の集積を活用したクリエイティブ分野 ⑤ 北海道大学等の研究機関の技術を活用した健康福祉・医療分野 ⑥ 道内最大の流通業務団地等のインフラを活用した卸売・小売分野 ⑦ 高等教育機関が輩出する豊富な人材を活用したサービス産業関連分野 ⑧ 製造業の集積を活用したものづくり関連分野 ⑨ 人口・産業集積に伴う高いエネルギー需要を活用したGX関連及びそれを支える金融関連分野
千歳市	① 新千歳空港等のインフラを活用した食料品製造業関連分野 ② 新千歳空港等のインフラを活用したデジタル関連産業 ③ 公立千歳科学技術大学の人材を活用したデジタル関連産業 ④ デジタル関連産業等の集積を活用した成長ものづくり関連分野 ⑤ 新千歳空港等のインフラを活用した物流関連分野 ⑥ 新千歳空港等のインフラ及び観光地域資源等を活用した観光関連分野
恵庭市	① 道央中央自動車道等の交通インフラを活用した物流関連分野 ② 流通関連企業の集積を活用した食料品製造関連分野 ③ 馬鈴薯、大根、南瓜等の露地野菜等の農産品を活用した食料品製造関連分野 ④ 「花」によるオープンガーデンや「花とくらし展」等の観光資源を活用した観光関連分野 ⑤ 道央自動車道等の交通インフラを活用したものづくり関連分野 ⑥ 次世代半導体工場周辺に位置する立地特性を活用した半導体関連産業分野
北広島市	① 道央自動車道等の交通インフラを活用した物流関連分野 ② 化学工業、印刷・同関連業等の集積を活用したものづくり関連分野 ③ 道央自動車道等の交通インフラを活用した食料品製造関連分野 ④ 「北海道ボールパークFビレッジ」等のインフラを活用したスポーツ・観光・まちづくり関連分野
北海道GX	① 北海道のGX産業の推進に係るものづくり関連分野 ② 北海道のGX産業の推進に係るデジタル関連分野 ③ 北海道のGX産業の推進に係るエネルギー関連分野

(注) 北海道GXは、北海道と道内市町村が共同で作成したものである。北海道GXの対象区域は道内167市町村に及んでいる。

(出典) 「同意基本計画（令和8年4月1日時点）」経済産業省ウェブサイト <[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/miraitoushi/miraitoushi-kihonkeikaku.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/miraitoushi-kihonkeikaku.html)> 掲載の各自治体の基本計画の概要及び各自治体ウェブサイトを基に筆者作成。

表3 地域未来投資促進税制の概要

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35～50%	4～6%
建物・付属設備・構築物	20%	2%

(注) 上乗せ類型（設備投資額や付加価値創出額等の諸要件がある。）の適用可否で優遇割合が異なる。

(出典) 「税制支援」経済産業省ウェブサイト <[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html)> を基に筆者作成。

## 2 地方自治体における企業誘致のための税制優遇等の概要

これまで述べた国による措置に加えて、各自治体では、企業誘致のためにどのような独自の工夫を講じているのだろうか。ここでは、今回調査を行った各自治体における独自の支援措置の概要について、税制優遇や負担の軽減を目的とした補助金を中心に紹介する。

### (1) 札幌市の取組の概要

北海道札幌市の企業誘致の取組は大きく分けて2つある。1つは、①札幌市の企業誘致プロジェクトである「大札新（だいさっしん）」の一環で行われている補助金等の優遇措置と、②グリーントランスフォーメーション（GX）関連産業及び金融産業の誘致を目指す取組（以下「北海道GX」）である。「大札新」は札幌市が独自に取り組んでいる施策であるのに対し、北海道

GX は、北海道、札幌市に加え、地元経済界など幅広い参加団体が共同で推進しているもの<sup>(18)</sup>である。北海道 GX の内容については (5) にて後述することとし、ここでは大札新及びその一環で設けられている優遇措置の概要を紹介する。

大札新は、豊富な人材供給力や BCP 拠点としてのメリット<sup>(19)</sup>等、札幌市としての強みをアピールし、札幌市中心部で進行中の再開発事業で発生する多くのオフィス用スペース等への企業誘致を狙ったものとなっている<sup>(20)</sup>。具体的な優遇措置の主なものは表 4 のとおりである。

表 4 札幌市における主な措置

名称	対象企業	主な補助内容
本社機能・事務センター等立地促進補助金	・札幌市内に本社を移転する企業 ・札幌市内に本社機能を移転、事務センター等を新設・増設する企業	年間賃料の 10/10 <sup>(注1)</sup> (2 年間合計最大 2 億円 <sup>(注2)</sup> )
IT・コンテンツ・バイオ立地促進補助金	・情報通信技術・デジタル技術・バイオ技術を活用した製品、半導体、電子部品等の研究・開発・制作等を行う事業所を新設・増設する企業	年間賃料の 10/10 <sup>(注3)</sup> (2 年間合計最大 1 億円 <sup>(注4)</sup> )
札幌圏設備投資促進補助金	・試験・研究・開発施設、工場、物流施設、データセンター等の新設・増設のために設備投資を行う企業	固定資産税課税標準額の 20% <sup>(注5)</sup> (札幌市内の場合最大 10 億円)

(注 1) 類型 A (道外から札幌市内への本社機能移転のうち当該事業所を本店として登記又は本社として称するもの) かつゼロカーボン推進ビルに入居する場合の補助割合である。

(注 2) 類型 A の諸要件を満たし、正社員の雇用等に係る雇用補助を含めた場合の最大額である。

(注 3) 指定分野かつゼロカーボン推進ビル等に入居する場合の補助割合である。

(注 4) 指定分野かつ正社員の雇用等に係る雇用補助を含めた場合の最大額である。

(注 5) 札幌市内で重点施設を新設又は市内重点地域に対象施設を新設する場合の補助割合である。

(出典) 札幌市担当者からの聞き取り及び「補助金」SAPPORO 企業進出総合ナビウェブサイト <<https://www4.city.sapporo.jp/invest/subsidy/>> 等を基に筆者作成。

## (2) 千歳市の取組の概要

北海道千歳市で独自に設けている制度としては、工場等の建設や設備投資に係る補助金 (最大 2 億円) がある。これは、昭和 61 (1986) 年施行の千歳市工業等振興条例 (昭和 61 年条例第 8 号) に基づく施策である。企業の移転等に係る要件は設けられておらず、工場等の新設又は増設時等に助成を受けられる制度となっている (表 5)。

表 5 千歳市における主な措置

名称	対象	主な補助内容
千歳市工業等振興条例 (投資額に対する助成)	・製造業工場、物流施設等 <sup>(注1)</sup> の新設・増設・更新に係る投資額が 2500 万円超である等の要件を満たす場合	取得資産に係る固定資産税相当額を 3 年間交付 (合計限度額 2 億円) <sup>(注2)</sup>

(注 1) 具体的には、製造業工場・施設、物流施設、自然科学に関する試験研究施設等、情報通信業・コールセンター業等施設、植物工場、地域経済活性化等に寄与する施設、貸工場が対象である。

(注 2) 工場の新設・増設の場合かつ、常用雇用者の増加数 3 人以上の場合である。

(出典) 「千歳市の助成制度」千歳工業団地ウェブサイト <<https://www.chitose-yuuchi.jp/chitose/support.html#chitose>> を基に筆者作成。

(18) 産官学 21 機関により構成された「Team Sapporo Hokkaido」を中心に取組が行われている。札幌市、北海道のほか、金融機関、大学、経済界、GX 関連事業者で構成されている。「GX・金融コンソーシアム「Team Sapporo Hokkaido」とは」Team Sapporo-Hokkaido ウェブサイト <<https://tsh-gx.jp/mission/>> を参照。

(19) 「令和の再開発「大札新 (ダイサッシン)」で首都圏企業を札幌へ！」2023.10.31. 札幌未来ベースウェブサイト <<https://sapporo-mirai-base.jp/article/718/>>

(20) 札幌市担当者からの聞き取りによる。「大札新 (ダイサッシン) —札幌の再開発最前線。— (くらしごと)」HAJ 株式会社北海道アルバイト情報社ウェブサイト <<https://kurashigoto.hokkaido.jp/report/20230530100000.php>>

### (3) 恵庭市の取組の概要

北海道恵庭市の企業誘致政策としては、平成 15（2003）年に施行された恵庭市企業立地促進条例（平成 15 年条例第 21 号）に基づく補助金がある。具体的には、工場などの新設・増設のために取得した資産に係る固定資産税相当額を、3 年間、合計 1 億円を限度として支給するものである。恵庭市の優遇措置も、市外から市内への移転時等に限らず、工場等の新設・増設時に利用することが可能な制度である（表 6）。令和 7（2025）年度には、人手不足や工場の省人化といった状況を踏まえ、市内に居住する新規雇用者に係る要件が削除されるという条例の改正が行われており、企業にとって近年の状況に合わせた利便性の向上が図られている。

表 6 恵庭市における主な措置

名称	対象	主な補助内容
恵庭市企業立地促進条例	・市内に工場等を新設・増設した場合 (新設の場合は投資額 5000 万円超、増設の場合は投資額 3000 万円超) <sup>(注)</sup>	新設・増設に係る固定資産税相当額を 3 年間交付 (合計限度額 1 億円)

(注) 令和 7（2025）年 9 月に恵庭市企業立地促進条例が改正される以前は、これらの要件に加え、施設の新設・増設に伴い新規に雇用した者が一定数以上（投資額や施設の区分により 5 人又は 3 人）であることとする要件が設けられていた。

(出典) 経済部商工労働課「企業誘致について」（経済建設常任委員会所管事務報告資料 No.3）2025.6.20. 恵庭市ウェブサイト <<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/material/files/group/54/No-3kigyoyuuyi.pdf>>; 「恵庭市企業立地促進条例の一部を改正する条例」（令和 7 年条例第 29 号）2025.9.11. 同 <<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/material/files/group/2/nmethrsfvd.pdf>> を基に筆者作成。

### (4) 北広島市の取組の概要

北広島市の誘致政策で特筆すべきものとしては、ボールパークに係る固定資産税等の課税免除が挙げられる。北広島市は、ボールパークの誘致に当たり、固定資産税・都市計画税を免除すること等を含む 10 年間の行政サポートを打ち出した。具体的には、ボールパーク内について、土地の用途に応じて公園区域（スタジアム、駐車場、アスレチック施設等）と公園外区域（ホテル、オフィス、医療機能、教育機能、物販・飲食施設（スタジアム併設以外）等）に分け、公園区域について優遇を行うこととされている<sup>(21)</sup>。公園区域における固定資産税等の免除は、従来存在していた条例（北広島市企業立地促進条例（平成 23 年条例第 3 号））を改正して措置されたものである（表 7）。なお、条例では、課税免除期間を 3 年としている。北広島市は、ボールパークに係る固定資産税等については、4 年目以降は税額相当の補助金を支給することを想定しているとされる<sup>(22)</sup>。

(21) 「ボールパーク構想に係る行政サポートについて」北広島市ウェブサイト <[https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/files/00129500/00129537/20180725\\_gyoseishien.pdf](https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/files/00129500/00129537/20180725_gyoseishien.pdf)>

(22) 『北広島市議会会議録』令和 5 年第 4 回定例会 02 号, 2023.12.8, p.16. <[https://ssp.kaigiroku.net/tenant/kitahiroshima/MinuteView.html?council\\_id=483&schedule\\_id=3](https://ssp.kaigiroku.net/tenant/kitahiroshima/MinuteView.html?council_id=483&schedule_id=3)>

表7 北広島市における主な措置

名称	対象	主な補助内容
北広島市企業立地促進条例	・指定工業地域又は指定公園地域 <sup>(注1)</sup> において、事業所を新設・増設する場合（新設の場合は土地を除く固定資産税評価額5000万円超かつ新規雇用者5名以上、増設の場合は土地を除く固定資産税評価額3000万円超かつ新規雇用者3名以上）	新設・増設に係る固定資産税及び都市計画税を3年間免除（指定工業地域の場合、限度額1億円 <sup>(注2)</sup> ）

(注1) 指定公園地域とは都市公園法に基づく都市公園又は公園予定区域をいう。同地域における事業所の新設・増設の場合は、市税の滞納がなく、地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画の承認を受ける等の要件を満たしたものが対象となる。

(注2) 指定公園地域の場合は上限が無い。

(出典)「北広島市企業立地促進条例」2023.3.20. 北広島市ウェブサイト <<https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/detail/00001419.html>> を基に筆者作成。

### (5) 北海道 GX (北海道・札幌市) の取組の概要

北海道及び札幌市は、それぞれ条例を制定して GX 産業誘致のための税制優遇を設けている（以下「GX 推進税制」）。北海道及び札幌市が北海道 GX を推進する契機となったのは、2023 年の「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」である<sup>(23)</sup>。この宣言は、北海道における再生可能エネルギー等のポテンシャルに着目し、GX を推進するという観点から、札幌市での G7 気候・エネルギー・環境大臣会合の開催に際し発出された。これを契機として、北海道及び札幌市や経済界が官民共同で組織したコンソーシアム（Team Sapporo Hokkaido）を中心に GX 関連産業の誘致が行われるようになった。そして、北海道 GX における具体的な誘致策として、GX 推進税制が設けられたところである。この GX 推進税制には、北海道税の優遇<sup>(24)</sup>と札幌市税の優遇<sup>(25)</sup>があり、具体的には表 8 にまとめた内容となっている。

表8 北海道 GX 推進税制の概要

対象事業者	対象税目	課税免除の内容
道内で新たに GX 事業を営む事業者 <sup>(注1)</sup>	〈道税〉法人道民税 <sup>(均等割を除く)</sup> 、法人事業税 〈札幌市税〉法人市民税 <sup>(均等割を除く)</sup> 、事業所税	最大 10 年間免除 1～5 年目：最大で全額を免除 6～10 年目：最大で 1/2 を免除
	工場や事業所等の設備投資を行う場合 <sup>(注2)</sup> 〈道税〉不動産取得税、道固定資産税 〈札幌市税〉固定資産税、都市計画税	
札幌で新たに金融事業を営む事業者	〈道税〉法人道民税 <sup>(均等割を除く)</sup> 、法人事業税 〈札幌市税〉法人市民税 <sup>(均等割を除く)</sup> 、事業所税	最大 10 年間免除

(注1) 新規に GX を営む事業者の場合、道内で新産業・新分野に参入する、道外から道内に進出する、道内で創業する、道内で革新的事業をスタートアップするといった場合が該当する。

(注2) 設備投資に係る固定資産税等の優遇は、道内で既に GX 事業を営む事業者も適用を受けることができる。

(出典) 北海道「北海道で GX 事業をお考えのみなさまへー支援制度のご案内ー」<[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/3/0/2/2/5/3/4/\\_hokkaidoGXsuishinzeisei\\_gaiyou.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/3/0/2/2/5/3/4/_hokkaidoGXsuishinzeisei_gaiyou.pdf)> を基に筆者作成。

対象税目は幅広く、道税 4 税目（法人道民税（法人税割）、法人事業税、不動産取得税、道固定資産税）、札幌市税 4 税目（法人市民税（法人税割）、事業所税、固定資産税、都市計画税）が全額ないし半額免除される。優遇期間は最大 10 年間である。これは、企業誘致目的の地方

<sup>23</sup> 「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言—脱炭素エネルギー基地を目指して—」2023.4.15. 北海道ウェブサイト <[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/4/6/0/9/5/7/\\_北海道・札幌宣言.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/4/6/0/9/5/7/_北海道・札幌宣言.pdf)>

<sup>24</sup> 「北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例」（令和 6 年 12 月 27 日北海道条例第 84 号）<[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/2/8/6/4/8/6/3/\\_01\\_北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の特例に関する条例.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/2/8/6/4/8/6/3/_01_北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の特例に関する条例.pdf)>

<sup>25</sup> 「札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例」（令和 6 年 12 月 11 日条例第 53 号）<[https://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/d1w\\_reiki\\_nonframe/H506901010053/H506901010053\\_j.html](https://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/d1w_reiki_nonframe/H506901010053/H506901010053_j.html)>

税優遇策としては全国でもトップの内容であるとされる<sup>(26)</sup>。優遇の対象となる GX 事業は、洋上風力や蓄電池、次世代半導体等の 9つの分野<sup>(27)</sup>である。なお、税制優遇の適用を受けるためには、計画申請に係る事前の相談や、立地市町村への意見照会等といった地域との合意形成の確認を受けた上で、事業計画の認定を受ける必要がある<sup>(28)</sup>。

## II 税制優遇による企業誘致の評価と課題

I章で述べた優遇措置は、どの程度実際に活用され、その効果はどのようなものであったのであろうか。本章では、国の措置について、主に内閣府及び経済産業省の整理に触れつつ、その評価と課題を探る。また、自治体の現状について、現地調査における聞き取り内容等を紹介する。

### 1 国の施策をめぐる評価

#### (1) 地方拠点強化税制

内閣府「令和7年度内閣府本府租税特別措置等に係る政策の事前評価書」<sup>(29)</sup>によれば、地方拠点強化税制の適用件数及び減収額は表9、表10のとおりである。表11は、内閣府によるオフィス整備のための設備投資に伴う経済波及効果の試算である。

表9 地方拠点強化税制の適用件数

制度\年度		令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
オフィス減税	特別償却	7	5	10	5	11
	税額控除	19	29	25	23	30
雇用促進税制	税額控除	4	7	6	3	4
※参考：認定整備計画数 (括弧内：うち移転型事業)		68 (7)	82 (13)	73 (6)	65 (5)	79 (3)

(注) 整備計画とは、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。この認定を受けることは税制優遇の適用を受けるための前提条件となっている。また、令和6(2024)年度以降は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績を基に推計したものである。

(出典) 「地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長」(令和7年度内閣府本府租税特別措置等に係る政策の事前評価) pp.4-5. 内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/hyouka/r7sozei/r7sozei-01.pdf>>; 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定実績(令和8年3月末現在)」地方創生ウェブサイト <<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/01zisseki.pdf>> を基に筆者作成。

表10 地方拠点強化税制の減収額(法人税)

(単位：百万円)

制度\年度		令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
オフィス減税	特別償却	83.1	80.4	329.7	50.3	13.1
	税額控除	1294.5	933.4	649.0	2313.1	1636.6
雇用促進税制	税額控除	3.0	10.5	9.9	15.9	23.3
合計減収額		1380.6	1024.3	988.6	2379.3	1673.0

(注) 令和6(2024)年度以降は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績を基づく推計である。

(出典) 「地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長」(令和7年度内閣府本府租税特別措置等に係る政策の事前評価) pp.7-8. 内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/hyouka/r7sozei/r7sozei-01.pdf>> を基に筆者作成。

<sup>(26)</sup> 「GX 税優遇 10 年全額控除、軸道・札幌市方針 法人住民税など」『朝日新聞』(北海道版) 2024.8.28.

<sup>(27)</sup> 具体的には、①洋上風力関連産業、②合成燃料関連産業、③水素関連産業、④蓄電池関連産業、⑤次世代半導体関連産業、⑥データセンター関連産業、⑦海底直流送電関連産業、⑧電気又は水素運搬船関連産業、⑨再生可能エネルギー関連産業の9分野である。北海道「北海道でGX事業をお考えのみなさまへ—支援制度のご案内—」 <[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/3/0/2/2/5/3/4/\\_hokkaidoGXsuishinzeisei\\_gaiyou.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/3/0/2/2/5/3/4/_hokkaidoGXsuishinzeisei_gaiyou.pdf)>

<sup>(28)</sup> 「北海道 GX 推進税制について」北海道ウェブサイト <<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/205750.html>>

<sup>(29)</sup> 「地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長」(令和7年度内閣府本府租税特別措置等に係る政策の事前評価) 内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/hyouka/r7sozei/r7sozei-01.pdf>>

税制優遇の適用を受けるための前提となる「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」（以下「整備計画」）の認定数は、税制優遇の適用件数より多い。内閣府は、本税制の適用実績が僅少ではないかとの指摘があるとした上で、その要因について、整備計画の認定を受けた企業が事業を進めていく過程で利益法人でなくなるなど、財務状況等により税制の適用が困難となっている可能性を指摘している。本税制による雇用創出の面では、平成27（2015）～令和9（2027）年度における累計の従業員増加数の目標（4万人）の8割以上を令和7（2025）年6月末の時点で達成しているとされる<sup>(30)</sup>。内閣府は、このような雇用の増加を根拠として、「重要なことは本税制の活用自体を目的化することではなく、政策的な目標である「地方における雇用創出」にいかに関与するか」ということであり、適用実績等が僅少であるとしても、必ずしも効果を挙げていないことにはならず、むしろ少ない出費（減収額）で大きな政策効果を上げている、と本税制を評価している<sup>(31)</sup>。

こうした評価の一方で、東京から地方への移転を促すという観点からは、制度の効果が乏しいとする見解もある。平成27（2015）年度から令和7（2025）年度の認定整備計画数は841件であるが、うち「移転型事業」は78件であり、全体に占める割合は約9%である。すなわち、認定整備計画は、地方から地方への移転又は同一道府県内における施設拡充である「拡充型事業」が約9割を占めている<sup>(32)</sup>。さらには、拡充型事業の7割は同じ道府県内の設備投資であり、企業誘致につながっているかどうかは疑問である旨が報じられている<sup>(33)</sup>。こうした現状について、大久保敏弘氏（慶應義塾大学教授）は、企業が地方へ移転するハードルは高く、税制で誘導することは限界があると指摘している<sup>(34)</sup>。

## (2) 地域未来投資促進税制

地域未来投資促進税制の直近5年間の適用件数及び減収額は、表12及び表13のとおりである。地方拠点強化税制に比して適用件数が多く、減収額も大きい。

経済産業省の取りまとめによれば、自治体が策定する基本計画は、令和7（2025）年9月末時点で235計画が国の同意を受けている。税制優遇の適用を受けようとする事業者が作成する事業計画は、令和7（2025）年11月末時点で5,119件の承認がなされている。このうち、税制上の優遇を受けている事業は、令和7（2025）年11月末時点で3,887件に上る<sup>(35)</sup>。事業計画の認定を受けた業種は、約7割が製造業、約3割が運輸業、宿泊業、農業等であり、様々な分野における事業が計画されているとされる。

表 11 経済波及効果（単位：百万円）

年度	経済波及効果
令和3（2021）	40,233
令和4（2022）	62,351
令和5（2023）	46,527
令和6（2024）	73,436
令和7（2025）	82,090

（出典）「地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長」（令和7年度内閣府本府租税特別措置等に係る政策の事前評価）p.11. 内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/hyouka/r7sozei/r7sozei-01.pdf>> を基に筆者作成。

(30) 地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計は、平成27（2015）年から令和7（2025）年6月末までの時点で33,052人と見込まれている。同上, p.9.

(31) 同上, p.13.

(32) 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定実績（令和8年3月末現在）」地方創生ウェブサイト <<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/01zisseki.pdf>>

(33) 「地方創生の虚実（3）」「23区からの誘致」計画の1割 企業の移転、税優遇空回り（エビデンス不全）」『日本経済新聞』2025.2.14.

(34) 同上

(35) 「産業構造審議会地域経済産業分科会報告書—産業用地の確保促進等を通じた国内投資・立地拡大に向けて—」2026.1, p.4. 経済産業省ウェブサイト <[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki\\_keizai/pdf/20260116\\_2.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/pdf/20260116_2.pdf)>

令和 5（2023）年時点の経済産業省による取りまとめによれば、事業計画の実施期間が終了した事業の平均付加価値創出額は、1 年当たり約 1 億円であったとされている。これは、各都道府県の 1 事業所当たりの平均付加価値額（おおむね 1 年当たり 0.5 億円）を上回るものであり、地域未来投資促進法に係る国の基本方針の要件を満たしているとされる。また、事業計画の認定を受けた事業者の約半数が、域内調達額や雇用数を増加させている<sup>(36)</sup>。

表 12 地域未来投資促進税制の適用件数

制度\年度	令和 2（2020）	令和 3（2021）	令和 4（2022）	令和 5（2023）	令和 6（2024）
特別償却	151	143	141	120	95
税額控除	185	223	222	200	187

（注）令和 5（2023）、6（2024）年度は見込、他は実績である。  
 （出典）経済産業省「地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長 別紙 地域未来投資促進税制（減収見込額・適用件数実績推計）」（租税特別措置等に係る政策の事前評価書）<[https://www.meti.go.jp/policy/policy\\_management/seisaku\\_hyoka/2024/R06fy\\_sotokuhyouka.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/seisaku_hyoka/2024/R06fy_sotokuhyouka.pdf)> を基に筆者作成。

表 13 地域未来投資促進税制の減収額

（単位：億円）

制度\年度	令和 2（2020）	令和 3（2021）	令和 4（2022）	令和 5（2023）	令和 6（2024）
特別償却（適用額）	240.94	270.24	252.85	212.97	250.14
税額控除（適用額）	82.67	90.89	85.81	81.23	91.52
合計減収額	105	115	108	130.64	149.55

（注）令和 2（2020）～4（2022）年の減収額は各年の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づく推計である。また、令和 5（2023）～6（2024）年の減収額は経済産業省が承認地域経済牽引事業者を実施したアンケートに基づく推計である。  
 （出典）経済産業省「地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長 別紙 地域未来投資促進税制（減収見込額・適用件数実績推計）」（租税特別措置等に係る政策の事前評価書）<[https://www.meti.go.jp/policy/policy\\_management/seisaku\\_hyoka/2024/R06fy\\_sotokuhyouka.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/seisaku_hyoka/2024/R06fy_sotokuhyouka.pdf)> を基に筆者作成。

## 2 地方自治体の施策をめぐる現状

### (1) 札幌市

「本社機能・事務センター等立地促進補助金」、「IT・コンテンツ・バイオ立地促進補助金」、「札幌圏設備投資促進補助金」の各制度（表 4）について、補助金を利用して立地した企業数は、表 14 のとおりである。人材確保や BCPなどを目的に、札幌市では本社機能・事務センターや、IT・コンテンツ企業の立地が進んでいる。令和 6（2024）年までに補助金制度を活用して立地した企業数は累計で 200 件を超えている。ちなみに、札幌市には多くのコールセンター事業者が集積していることが知られている<sup>(37)</sup>が、これらの補助金を利用した事業者も多いという<sup>(38)</sup>。

表 14 立地促進補助金を利用して札幌市に立地した企業数

制度	累計
本社機能・事務センター等立地促進補助金 ※過去にはコールセンターを含む	104
IT・コンテンツ・バイオ立地促進補助金	131
札幌圏設備投資促進補助金	16

（注）本社機能・事務センター等立地促進補助金は平成 12（2000）～令和 7（2025）年、IT・コンテンツ・バイオ立地促進補助金は平成 19（2007）～令和 7（2025）年、札幌圏設備投資促進補助金は平成 26（2014）～令和 7（2025）年の立地企業数である。  
 （出典）札幌市担当者からの聞き取りを基に筆者作成。

<sup>(36)</sup> 経済産業省地域経済産業グループ「地域未来投資促進法の施行状況について（基本方針改定等による事業環境整備）」（第 22 回産業構造審議会地域経済産業分科会 資料 1）2023.3.22, p.8. <[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki\\_keizai/pdf/022\\_01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/pdf/022_01_00.pdf)>; 「第 22 回産業構造審議会地域経済産業分科会議事録」2023.3.22, pp.3-4. 経済産業省ウェブサイト <[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki\\_keizai/pdf/022\\_gijiroku.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/pdf/022_gijiroku.pdf)>

<sup>(37)</sup> 「「集積地」「助成金が高い」だけが条件ではない事例に見る「地方進出」成功の要諦」『Call center Japan』305 号, 2024.6, pp.44-46.

<sup>(38)</sup> 札幌市担当者からの聞き取りによる。

## (2) 千歳市

千歳市における補助金（千歳市工業等振興条例に基づく助成措置）の利用は令和5（2023）年度で36件であった。新たに進出する企業の工場等の新設のほか、立地企業の工場等の増設に係る利用が多かった。千歳市における企業誘致策としては、工業団地の造成と分譲の比重が大きい。需要も旺盛である一方で、売却可能な工業団地は残り僅かであるため、更なる需要を見据えて新たな工業団地の造成が進行している<sup>(39)</sup>。千歳市の工業団地は、陸路・空路等のアクセスの良さから、食品製造業等を始めとして様々な製造業が工場を設けていることが特徴である。千歳市は、引き続き、同団地に多様な企業を誘致していく方針であるという<sup>(40)</sup>。

近年の税収動向の特徴としては、市内の地価上昇による固定資産税収の伸びが挙げられる<sup>(41)</sup>。また、近年の個人市民税の傾向としては、工場建設等の影響による市民人口の増加もあって納税義務者数が増えているとのことであった<sup>(42)</sup>。このほか、市内に食品工場が立地していることにより、工場の産品がふるさと納税の返礼品として活用されている。こうした返礼品は人気を集めており、令和6（2024）年度の寄附受入額は約74.8億円に上る。副次的な効果ではあるが、市税以外の寄附金収入の向上にも寄与している<sup>(43)</sup>。

## (3) 恵庭市

恵庭市企業立地促進条例に基づく補助金の支給見込み件数は、令和7（2025）年度で5件<sup>(44)</sup>であり、工場等の新設に係る利用が多いという<sup>(45)</sup>。恵庭市内には、既に約250社の企業が立地しており、調査時点において、既存の工業団地は完売していた。現状では新たに企業が進出する余地に乏しいため、恵庭市では新たな工業団地の整備を検討している<sup>(46)</sup>。

<sup>(39)</sup> 「新工業団地造成のお知らせ 柏台地区にて合計約45haの造成計画を進行中！」千歳市工業団地ウェブサイト <<https://www.chitose-yuuchi.jp/new-industrialpark.html>>

<sup>(40)</sup> 千歳市担当者からの聞き取りによる。

<sup>(41)</sup> 千歳市担当者からの聞き取りによる。千歳市「千歳市第2期財政標準化計画 改定」2026.1, p.8. <[https://www.city.chitose.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/001/005/334/1.pdf](https://www.city.chitose.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/005/334/1.pdf)> 千歳市では工場立地等の影響により、地価が上昇していると報じられている。「全域の上げ幅、1%台に縮小 過疎化の影響色濃く 公示地価」『朝日新聞』（北海道版）2026.3.18. 令和6（2024）年度決算における固定資産税は約80.5億円である。平成26（2014）年度決算における固定資産税（約64.6億円）からの伸び率は約25%である。総務省「令和6年度 決算状況（令和6年度市町村決算カード）北海道」<[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001063944.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001063944.pdf)>; 同「平成26年度 決算状況（平成26年度市町村決算カード）北海道」<[https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/1018-15-15\\_01.pdf](https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/1018-15-15_01.pdf)>

<sup>(42)</sup> 千歳市担当者からの聞き取りによる。千歳市ではRapidus株式会社や半導体装置メーカー従業員とその家族の転入によって、7,800人ほどの人口増加効果を見込んでいる。千歳市「千歳市将来ビジョン」2025.2, p.36. <[https://www.city.chitose.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/001/005/619/1.pdf](https://www.city.chitose.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/005/619/1.pdf)>; 令和7（2025）年度の個人市民税均等割の納税義務者数（53,850人）は、10年前の平成27（2015）年度の納税義務者数（45,384人）と比較して、8,466人（約19%）増加している。「市町村別内訳 第2表 令和7年度個人の市町村民税の納税義務者等に関する調」（令和7年度 市町村税課税状況等の調）2026.3.31. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/xls/J51-25-a.xlsx](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/xls/J51-25-a.xlsx)>; 「市町村別内訳 第2表 平成27年度個人の市町村民税の納税義務者等に関する調」（平成27年度 市町村税課税状況等の調）2016.3.25. 同 <[https://warp.ndl.go.jp/20220421/20220401234730/https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/xls/J51-15-a.xlsx](https://warp.ndl.go.jp/20220421/20220401234730/https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/xls/J51-15-a.xlsx)>

<sup>(43)</sup> ふるさと納税受入額は全国で16番目に多い。令和元（2019）年度受入額（約16.7億円）からの伸び率は約348%である。自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）」2025.7.31. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001022815.crdownload](https://www.soumu.go.jp/main_content/001022815.crdownload)>; 「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数（平成20年度～令和6年度）」同 <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001022819.xlsx](https://www.soumu.go.jp/main_content/001022819.xlsx)>

<sup>(44)</sup> 経済部商工労働課「企業誘致について」（経済建設常任委員会所管事務報告資料No.3）2025.6.20. 恵庭市ウェブサイト <<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/material/files/group/54/No-3kigyoyuuyi.pdf>>

<sup>(45)</sup> 令和7（2025）年度の傾向である。恵庭市担当者によれば、制度開始時点からの利用傾向としては、工場等の増設に係る利用が多い。

<sup>(46)</sup> 「新たな工業団地整備の検討について」2025.7.11. 恵庭市ウェブサイト <<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/keizaibu/shokorodoka/kigyoyuuti/21308.html>>

近年の税収動向の特徴としては、市内の地価上昇による固定資産税額の伸びが挙げられる<sup>(47)</sup>。Rapidus 株式会社の進出によって、近隣の土地需要が旺盛となったこと等の影響を受けているという。市税の動向を概括すると、10年前比で税額が約20%増えているとのことであった<sup>(48)</sup>。また、恵庭市の担当者によれば、恵庭市の工場誘致における進出第1号は乳業メーカーの工場であり、現在でも恵庭市内に食品工場が多く立地している<sup>(49)</sup>。食品工場が市内に立地していることで、工場の産品を返礼品としたふるさと納税の寄附の受入れが多くなっているという<sup>(50)</sup>。令和6(2024)年度のふるさと納税の寄附額は約26.3億円にも上っており、間接的ではあるが、食品工場が立地したことにより市に歳入増効果をもたらしている<sup>(51)</sup>。

#### (4) 北広島市

北広島市の平成29(2017)年度と令和5(2023)年度の市民税収を比較すると、市内の地価上昇の影響を受け、固定資産税及び都市計画税の税収が伸び、約5.2億円増収となっている<sup>(52)</sup>。また、ふるさと納税の寄附受入額も伸びており、令和6(2024)年度の寄附受入額は約5.4億円であった<sup>(53)</sup>。令和5(2023)年度では約3.3億円であり、1年間で約2億円の受入増となっている。この理由は、ボールパークの立地に伴って、関連グッズ等が返礼品として取り入れられ、人気となっていることがある<sup>(54)</sup>。このほか、ボールパーク関連のネーミングライツでも約2.1億円の増収となっており、ボールパークの立地によって様々な側面から歳入増の効果が表れているといえる<sup>(55)</sup>。道外からの観光客数も平成30(2018)年比で3倍以上に増加している<sup>(56)</sup>。

図 ボールパーク内のスタジアム



(出典) 筆者撮影。

#### (5) 北海道 GX (北海道・札幌市)

北海道 GX 推進税制は、令和7(2025)年度に開始したばかりの措置であることから、順次、

(47) 令和6(2024)年度決算における固定資産税は約35.8億円である。平成26(2014)年度決算における固定資産税(約31.6億円)からの伸び率は約13%である。各年度の総務省「決算状況(市町村決算カード)」北海道前掲注<sup>(41)</sup>

(48) 恵庭市担当者からの聞き取りによる。

(49) 恵庭市担当者からの聞き取りによる。「えにわで一番古い大型工場は森永乳業札幌工場だって!」2020.7.19. 恵庭市ウェブサイト <<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/kyouikuinkaikyoubu/shakaikyoubu/shogai-gakushu/1/photoeniwagaku/10214.html>>

(50) 恵庭市担当者からの聞き取りによる。

(51) 恵庭市担当者からの聞き取りによる。令和元(2019)年度の受入額(約7.8億円)からの伸び率は約240%である。「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数(平成20年度~令和6年度)」前掲注<sup>(43)</sup>

(52) 北広島市担当者からの聞き取りによる。令和6(2024)年度決算における固定資産税は約41.2億円であり、平成26(2014)年度決算(約32.9億円)からの伸び率は約25%である。各年度の総務省「決算状況(市町村決算カード)北海道」前掲注<sup>(41)</sup>

(53) 同市における1年間の寄附受入額の増加額としては、平成20(2012)年度以降最大である。令和元(2019)年度の受入額(約1.2億円)からの伸び率は約335%である。「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数(平成20年度~令和6年度)」前掲注<sup>(43)</sup>

(54) 北広島市担当者からの聞き取りによる。「北広島市の本年度ふるさと納税 寄付額過去最高ペース 4~11月5割増3億4千万円 日ハム関連返礼品けん引」『北海道新聞』2025.11.27.

(55) 北広島市担当者からの聞き取りによる。

(56) 北広島市担当者からの聞き取りによる。北広島市「北広島市のまちづくりについて—総合計画と政策づくり—」(北広島市総合計画(第6次)中間年度の見直しについて 資料)2026.3.30, p.8. <<https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/files/00155800/00155865/kitahiroshimashinomachizukuri.pdf>>

事業計画の認定件数が増加している最中である。これまでのところ、北海道では9件、札幌市では3件の事業計画が認定されている<sup>(57)</sup>。北海道が認定した事業は、系統用蓄電池事業が6件、データセンター事業が2件、蓄電システム生産事業が1件である。札幌市が認定した事業は3件とも系統用蓄電池事業である<sup>(58)</sup>。北海道及び札幌市それぞれの担当者によれば、制度利用に係る企業からの相談は寄せられており、今後の動向に注目を要する。

## おわりに

地方拠点強化税制及び地域未来投資促進税制などの国の税制優遇策について、その評価は一様ではない。地域における雇用数増加への貢献といった面ではその効果が認められるという見解がある一方で、企業が都市部から地方部へと移転する動きには必ずしもつながっていないという評価もある。企業の地方移転はコスト抑制やBCPといった観点からも意義があるため、企業に対して、地方の魅力を中心にPRする必要性や、インセンティブの更なる拡充の必要性が指摘されている<sup>(59)</sup>。

自治体による各種の優遇措置をめぐることは、企業が進出することによって、設備投資や雇用の増加による固定資産税、住民税の増収等による直接的な税収増の効果のみならず、ふるさと納税の返礼品への貢献やネーミングライツ収入といった効果ももたらしている状況が判明した<sup>(60)</sup>。他方で、自治体による優遇措置の政策効果の評価等といった面では課題も見られる。優遇措置による税収減の程度や、歳入増加への寄与の程度等の政策効果の定量的な評価について、自治体担当者からは、企業の進出判断の予想等は難しく、前もって評価することは難しいとする声が聞かれた。

また、企業にあって、優遇制度の存在のみで投資を左右させるほどのインセンティブになるか、その判断は難しいとも考えられる<sup>(61)</sup>。優秀な人材の豊富さや交通アクセスの良さ、自然環境の特性等、その地域ならではの魅力や特性を立地のメリットとしてアピールして企業を誘致し、その後押しとなるような優遇措置とすることが重要となるであろう。

末筆となるが、多忙の折に現地調査にご協力いただいた全ての方々に感謝を申し上げ、結びとする。

(みうら けい)

<sup>(57)</sup> 北海道については、令和8(2026)年5月18日時点、札幌市については令和8(2026)年1月29日時点の認定件数である。「認定特定事業計画について」北海道ウェブサイト <<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/228764.html>>；「GX推進税制の認定特定事業計画について」2026.1.29. 札幌市ウェブサイト <<https://www.city.sapporo.jp/business/keizai/gx/zeiseiyuuguu/nintei.html>>

<sup>(58)</sup> 「認定特定事業計画について」同上；「GX推進税制の認定特定事業計画について」同上

<sup>(59)</sup> 一例として、秋野哲也「地方創生2.0に向けた地域の課題と要望」(第7回新しい地方経済・生活環境創生会議 秋野委員提出資料) 2025.4.18, p.1. 内閣府ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_chihouseusei/yusikishakaigi/dai7/05\\_akino.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_chihouseusei/yusikishakaigi/dai7/05_akino.pdf)> を参照。

<sup>(60)</sup> 千歳市、恵庭市、北広島市の担当者からの聞き取りによる。

<sup>(61)</sup> 日本立地センターによる調査によれば、企業が立地先を選定する際には、「用地価格」や「交通アクセス」を重視すると回答した割合は70%に達している。「優遇制度」を重視すると回答した割合は、製造業では24.8%程度である。一方で、自治体等に求める立地環境向上への取組としては、「優遇制度の充実」が62.8%を占めている。こうした調査結果から、優遇制度自体は立地判断の主たる要因ではないものの、判断を後押しする要因となっていることが示唆される。一般財団法人日本立地センター「2024年度新規事業所立地計画に関する動向調査結果」2024.12.4, pp.12-14. <<https://www.jilc.or.jp/files/libs/3861/20250220102327670.pdf>>